

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四十年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

- | 告示 | 目次 |
|----------------|----|
| 解の名称変更 | |
| 通信地図の修正測量 | |
| 流行性脳炎予防注射の実施 | |
| 鶏の移入禁止区域の解除 | |
| 豚コレラ予防注射の実施 | |
| 准看護婦養成所の指定 | |
| 教委告示 | |
| 定例教育委員会の招集 | |
| 生活改良普及員資格試験合格者 | |

鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）第二条の規定により、指定の解の名称を次のとおり昭和二十九年七月一日変更した。

昭和二十九年七月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治
鳥取県立科学博物館 鳥取県立科学館

鳥取県告示第三百四十号

次のとおり昭和二十九年度第二・四半期通信地図の修正測量を実施する旨広島郵政局長から通知を受けた。

昭和二十九年七月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 測量地域

八頭郡、氣高郡、岩美郡、東伯郡、鳥取市、倉吉市

一 測量期間

昭和二十九年七月中旬から九月中旬まで

3 昭和29年7月6日 火曜日 鳥取県公報 第2529号

01084

鳥取県告示第三百四十一号

次のように流行性脳炎予防注射を実施するので、家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、馬の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。

鳥取県知事	西	尾	愛	治
一 実施の目的	流行性脳炎予防のため			
二 実施区域	別表のとおり			
三 実施対象となる家畜の種類及び範囲	馬			
四 実施期日	別表のとおり			
五 注射方法	流行性脳炎予防液皮下注射			
実施期日	実施区域	実施場所	実施場所	実施場所
七月 八日	大國村、上長田村、東長田 村、法勝寺村、天津村	大國村	大國村	大國村
別表				

黑耶縣告示第三百四十二號

昭和二十九年五月十四日鳥取県告示第二百三十九号をもつて公示したニユーカツスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四四十七号）第一条の規定による移入禁止区域の指定を次のように解除する。

鳥取県知事 西 尾 愛 治
奈良県、和歌山県

病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、豚の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。

昭和二十九年七月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 実施の目的 豚コレラ予防のため
二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚、但し生後四十日以内、分娩前後一箇月以内のものを除く

四 實施の期日 別表のとおり

鳥取県告示第三百四十四号

保健婦、助産婦、看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十三条第一号の規定による准看護婦養成所を次のように指定した。

名

称

位

置

設

置

者 指定年月日

鳥取県中部医師会
准看護婦養成所鳥取県倉吉市宮川町二二五五の五
鳥取県倉吉市宮川町二二五五の五昭和二十九年六月一日
野坂綱定国立米子療養所
附属准看護学院鳥取県米子市皆生一、八〇六の二
鳥取県米子市皆生一、八〇六の二厚生省
六月三十日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第六条第一項の規定に基き、倉吉市に配当する鳥取県議會議員を次のとおり定めた。

昭和二十九年七月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

倉吉市西仲町二、六四六番地 金田秀夫

倉吉市新町三丁目一、〇八〇番地 竹の家啓三郎

倉吉市志津一〇六番地 小林正隆

鳥取県教育委員会告示第三十七号

公

告

昭和二十九年度(臨時)生活改良普及員資格試験に合格した者は次のとおりである。

昭和二十九年七月六日

鳥取県知事 西尾愛治

山本譽志子

椿喜子

発行者 鳥取県鳥取市東町
印刷所 鳥取県鳥取市東町
鳥取縣印刷所

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日火、金

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十九年七月六日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

一日時 七月六日 午前十時三十分

二場所 県教育委員会議室

三議題 定例報告について

その他